

第7期福島県情報化推進計画

福島県デジタル化推進計画

ひときわ、
実現する
ふくしま

令和4（2022）年3月

福 島 県

目 次

第1章 計画の策定

第1節 計画の策定趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	2

第2章 現状及び課題

第1節 デジタル化の進展	3
第2節 国の動向	6
第3節 本県がデジタル技術で取り組むべき課題	8

第3章 計画の目指すべき姿及び施策の展開方向

第1節 計画の目指すべき姿	12
第2節 施策の展開方向	13

第4章 計画の推進

第1節 推進体制	19
第2節 進行管理	19
第3節 計画の見直し	19

用語解説	20
------	----

第1章 計画の策定

第1節 計画の策定趣旨

本県では、平成13（2001）年度からの第1期情報化推進計画以降、情報化推進に取り組んできました。

東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生及び地方創生・人口減少対策を前に進めていくため、産業の振興や情報発信、行財政運営など、様々な分野でデジタル技術を利活用していくことが必要です。

また、今般の新型コロナウイルス感染症（以下「新型感染症」という。）の拡大を契機として、世界的にデジタル化が加速しており、本県としてもこれに対応していく必要があります。

そのような状況の中で、本県は令和3（2021）年に策定した新しい総合計画において、横断的に対応すべき課題としてデジタル・トランスフォーメーション（以下「デジタル変革（DX）」という。）の推進を掲げ、総合計画、復興計画及びふくしま創生総合戦略に基づく各種施策の基礎として、県デジタル変革（DX）推進基本方針（以下「DX基本方針」という。）を策定し、公表しました。

加えて、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するために平成28（2016）年12月に公布・施行された、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づき、本県としての官民データ活用の取組を引き続き計画的に推進していく必要があります。

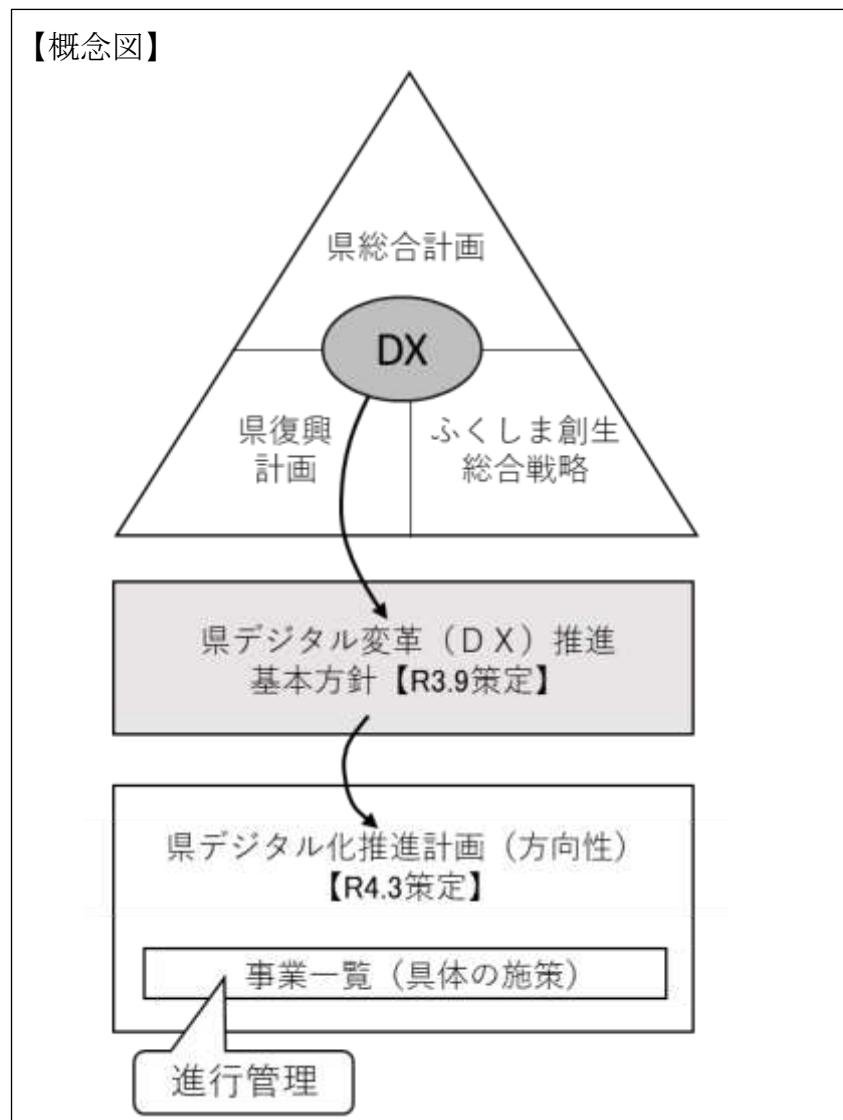
以上のことから、震災からの復興・再生及び地方創生・人口減少対策等の本県が直面する様々な課題の解決やSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進等に向け、デジタル技術と官民データを有効かつ積極的に利活用し、DX基本方針を実現するための計画として、これまでの情報化推進計画をデジタル変革（DX）の視点で見直し、行政（県庁・市町村）及び地域（県民の暮らしや仕事など）の両面でデジタル化を推進するための新たな計画として策定することといたしました。

なお、DX基本方針と重複する内容については、DX基本方針から引用しております。

第2節 計画の位置付け

本計画は、DX基本方針で掲げた事業内容を含め、デジタル化を進める事業を取りまとめた計画として策定します。

また、官民データ活用推進基本法第9条に規定する都道府県官民データ活用推進計画として位置付けます。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年とします。

デジタル技術の急速な進展や新型感染症及び自然災害等による社会情勢の変化への対応が必要であること、また、DX基本方針（2021年度から2025年度）との統合を視野に改正時期を合わせるため、当該期間を設定します。

第2章 現状及び課題

第1節 デジタル化の進展

デジタル技術は、少子高齢化や人口減少等の社会課題の解決やSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進、持続可能な社会の構築の鍵であり、現在、社会のあらゆる領域で、AIを始め、VRやIoT等の最新のデジタル技術の活用が進んでおり、スマートシティ等の先進的な取組も現れています。

また、今般の新型感染症の拡大が社会全体に深刻な影響を与える一方で、それを契機として、テレワークやオンライン授業の浸透等、デジタル化が加速している側面もあります。

世界的にデジタル化が加速する中、デジタルを業務効率化のためだけのツールとして実装するのではなく、新たな価値の創出に活用することによって競争上の優位性を確立させる「デジタル変革（DX）」の実行が、これまで以上に求められています。

1 デジタル・トランスフォーメーション：デジタル変革（DX）

「デジタル変革（DX）」という概念は、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱されました。教授の定義によると、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされています。現在、その定義は使われる場面によってまちまちではありますが、社会の根本的な変化に対して、既成概念の破壊を伴いながら新たな価値を創出するための改革とも捉えられるようになっています。コロナ禍を経験し、世界的にデジタル化が加速する中、その概念があらためて注目されています。

本県としても、その概念に基づき策定したDX基本方針において「県政のあらゆる分野において、従来の仕組みや仕事の進め方を、既成概念にとらわれず、県民目線で見直すとともに、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出することで、復興・再生と地方創生を切れ目なく進め、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりを実現する。」を基本理念として、デジタル変革（DX）推進に取り組んでいます。

2 AI

AIは「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のことです。主な適用分野は、画像認識、音声認識、翻訳、テキスト分析、自動運転などですが、接客や問い合わせ対応など、幅広い応用が期待されています。また、

新型感染症への対策としても、感染者数の予測や密状態の可視化等、各國でA Iが活用されています¹。

さらに、A Iはインターネット等を介して他のA I、情報システム等と連携し、ネットワーク化されること（A Iネットワーク化）により、その便益が飛躍的に増大するとともに、空間を越えて広く波及することが見込まれています。

3 オープンデータ、ビッグデータ

オープンデータとは、「データは無料でかつコンピュータが読み込める形態で、著作権の制限等がなく利用できるようにすべきである」という考え方で、国や地方自治体のデータだけではなく、民間のデータも含むものです。政府が平成24（2012）年に「電子行政オープンデータ戦略」を策定してから、地方自治体でのオープンデータの取組が進展し先進的な活用事例が現れています。新型感染症への対策としても、全国の地方自治体が日々の感染者数等の情報を、個人情報を除いた形でオープンデータとして公開し、民間の団体や個人が地域ごとの感染状況を取りまとめたWebサイトを開設・運営する際に活用されました。

また、ビッグデータは、一般的なデータベースソフトやデータ処理ソフトで扱うことができないほど大量のデータを指し、IoTでのデータ収集やA Iでの分析と結びつくことで、新たな価値の創造が期待されます。

4 IoT

IoTは「Internet of Things」の略であり、あらゆる「モノ」がインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すことです。

IoTの普及により、多様な人・モノ・組織がネットワークにつながり、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みました。それらビッグデータをA Iで分析し、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、現実世界における新たな価値の創造につなげることができます。

5 AR/VR

AR（Augmented Reality）は、目の前にある現実世界にコンピュータで作られた映像や画像を重ね合わせ、現実世界を拡張する技術であり、VR

¹ 総務省、「AIネットワーク社会推進会議 「報告書2021」」、p20-29、第2章、https://www.soumu.go.jp/main_content/000761967.pdf、令和3年11月1日参照

(Virtual Reality) は、現実にない世界又は体験し難い状況を CG によって仮想空間上に作り出す技術です。エンターテインメント分野以外でも利用が広がっており、不動産物件の内見や旅行の疑似体験、訓練や教育等にも活用されています。

6 クラウドサービスの普及

クラウドはコンピュータの利用形態のひとつで、データセンター内に置かれたデータやアプリケーション等のコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組みのことです。クラウドによって、安価で高性能、故障や災害で停止しにくいコンピュータシステムが使用できるようになりました。

地方自治体においても、情報システムの効率化のため、全国規模のクラウド移行に向けて、デジタル庁が中心となり、業務プロセス・情報システムの標準化の推進等の取組が進められています。

7 セキュリティリスクの増大

デジタル技術の進化とともに、サイバー攻撃も複雑化・巧妙化するなど、セキュリティリスクも広範かつ深刻なものとなっています。

新型感染症の拡大に伴いテレワークやオンライン授業等、急速にデジタル化が進みましたが、不慣れな利用者が増え、またシステム構成や利用形態が多様化しており、従来型のセキュリティ対策では十分対応できない状況が発生しています。

8 スマートシティ/スーパーシティ

「スマートシティ」とは、交通や健康・医療といった都市にかかわる様々なデータを効率的に収集・管理することによって、データ同士の掛け合せやデータの再利用を通じて新たなサービスの創出を可能とすることで、社会課題の解決を図る都市又は地域を言います。

また、「スーパーシティ」とは、スマートシティの発展形の一つであり、医療や交通、教育、行政手続など、生活全般にまたがる複数の分野で、規制改革とともに、AIなどを活用する先端的なサービス（決済の完全キャッシュレス化や遠隔教育、遠隔医療など）を導入することで、便利でより良い暮らしを実現していく都市又は地域を言います。

本県でも会津若松市において、教育・医療分野などで、県民の情報について、同意を得た上で地域全体の県民サービスへ活用する先進的なスマートシティの取組が進んでいます。

第2節 国の動向

我が国では、平成13(2001)年の「e-Japan戦略」の策定や、平成15(2003)年の「e-Japan戦略Ⅱ」を始めとする戦略の累次の見直しを行いながら、デジタル技術の利活用に重点を移しつつ、世界最先端のデジタル国家を目指して政策を推進してきました。

しかし、令和元(2019)年に新型感染症の流行が拡大し、コロナ禍で急速にデジタル活用が進められたものの、行政手続のオンライン化の遅れなど、我が国のデジタル化が十分に進んでいないことが浮き彫りとなりました。そのような実態を踏まえ、社会全体のデジタル活用に向けた様々な取組が進められています。デジタル化に関する最近の国の動向は概ね次のとおりです。

1 官民データ活用の推進

国は、平成28(2016)年12月に官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」を公布・施行しました。

同法第9条により、都道府県については「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられました。市町村については、同計画の策定が努力義務とされました。

2 「電子政府」から「デジタル・ガバメント」へ

国は、平成29(2017)年5月に、「官民データ活用推進基本法」及び「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の下、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示す「デジタル・ガバメント推進方針」を策定しました。

平成30(2018)年1月には、「デジタル・ガバメント推進方針」を具体化した「デジタル・ガバメント実行計画」の初版が策定されました。同計画は、その後の取組の進展や、新型感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2(2020)年12月に再度改定されました。

平成30(2018)年6月には、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。

3 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

国は、新型感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2(2020)年12月に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

を決定し、強力な総合調整機能を有するデジタル庁の設置や目指すべきデジタル社会のビジョン²を示すとともに、同基本方針を踏まえ改定した「デジタル・ガバメント実行計画」に基づきデジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、令和2（2020）年12月25日に「自治体デジタル・トランسفォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体の「デジタル変革（DX）」を強力に推進することとしています。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で掲げた10の原則³の要素を取り込んだ上で、デジタル社会の形成の基本的枠組を明らかにし、これに基づき施策を推進するための「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」や「デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）」等のデジタル改革関連法が令和3（2021）年5月19日に公布され、デジタル社会の形成に向けた取組が一層加速するものと考えられます。

このデジタル改革関連法においては、個人情報保護に関して、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールが規定され、行政機関等での、匿名化され個人が特定できない情報の取扱いについても明確化されました。

4 マイナンバー制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始され、平成28（2016）年1月からマイナンバーカードの交付が開始されました。

平成29（2017）年には、パソコンやスマートフォンから行政手続の検索や申請ができる、マイナポータルの運用が開始され、コロナ禍においてマイナポータルを利用した特別定額給付金申請等が実現した一方、国民や事業者に提供する行政サービスにおいてはいまだに手続の煩雑さが指摘され、マイナンバーカードの更なる普及が必要であるなど、県民が十分にデジタル活用の恩恵を受けているとは言い難い状況が続いています。

国は「令和4（2022）年度末までにほぼ全国民に行き渡ること」を目指して、一層の普及促進に取り組んでいます。

² デジタル社会の目指すビジョン：デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

³ 10の原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭（じん） ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

5 Society5.0 の推進

Society5.0 は、平成 28（2016）年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画で、デジタル化の進展によって到来する、「サイバー空間とフィジカル空間が融合（デジタルツインとも言われる）」する社会像として示されたものです。産業のみではなく、交通、医療、金融、公共など広い分野でデジタル技術を適用し、快適で豊かに生活できる社会を意味しています。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな目指すべき社会の姿として提唱されました。実際にコロナ禍を契機としたデジタル化の進展によって、「サイバー空間とフィジカル空間の融合」が進んでいます。

令和 3（2021）年 3 月 26 日に閣議決定された第 6 期科学技術・イノベーション基本計画では、「サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靭な社会への変革」と「知・人への投資」が必要とされており、デジタル技術はその実現に不可欠な次世代インフラとして戦略的強化を図ることとしています。

第3節 本県がデジタル技術で取り組むべき課題

1 デジタル変革（DX）の推進

A I や I o T、ビッグデータ等の新しいデジタル技術は、近年目覚ましく進展しており、新型感染症の拡大を契機として、世界的にデジタル化が加速しています。こうした中で、新たな価値の創出にデジタル技術を活用することによって競争上の優位性を確立させる「デジタル変革（DX）」の実行が、これまで以上に求められており、本県もこの動きに乗り遅れず取り組む必要があります。

自治体についても、人口減少による職員の人材不足や地域経済の活力不足による歳入不足から自治体が十分な役割を果たせなくなるおそれがあることから、行政運営の効率化を図り、より良い行政サービスが提供できるような持続可能な行政運営を確保するため、デジタル変革（DX）を推進する必要があります。

2 デジタル技術の利活用による復興の推進・加速化

避難地域等においては、避難指示の解除や福島イノベーション・コースト構想の推進など、復興・再生が着実に進展している一方、加速化のためには生活基盤の更なる改善が求められています。避難解除区域等の復興を支え、帰還や移住等の促進に向けた生活環境の整備を行うために、地上デ

ジタル放送の受信対策や携帯電話基地局整備などの情報通信基盤整備を引き続き推進していく必要があります。

農林水産業の再開が進展する一方で風評は根強く残っており、さらに「A L P S 処理水の処分に関する基本方針」が決定されたことによる新たな風評が懸念され、デジタル技術も活用しながら的確な情報発信を行う必要があります。また、震災の風化が進んでおり、大災害に備えて震災を語り継ぐためにも、デジタル技術を効果的に活用していく必要があります。

3 デジタル技術を利活用した人口減少対策、地方創生の推進

本県において人口減少は避けられない状況です。人口減少は、地域経済の活力を低下させ、地域社会の維持を困難とするなど、県民生活に深刻な影響を与えることが懸念されています。就業者の減少が続けば、県民全体が受け取る所得も減少します。また、少子化や働き世代の減少により、これまで維持されてきた地域コミュニティや産業が衰退するおそれがあります。

これらの変化に対して、デジタル技術を利活用する必要があります。

4 デジタル技術を利活用した安全・安心の確保の推進

広い県土において、自然災害の激甚化や新型感染症等から県民の安全・安心を確保するためには、デジタル技術を活用した迅速な情報分析や的確な情報発信ができる体制の構築が不可欠です。

また、医療・福祉、警察など、県民の安全・安心の確保に密接に関連する分野において、デジタル技術の活用による業務の高度化・効率化や、課題解決が必要です。

さらに、老朽化が進む社会インフラの機能を良好な状態で維持するため、維持管理の高度化・効率化に向けたデジタル技術の活用が必要です。

5 市町村のデジタル化の促進・支援

市町村のデジタル化の状況については、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている市町村がある一方、一部の自治体では、人的・財政的な制約によりデジタル化の推進が困難なところもあります。

県は、行政の効率化や県民サービスの向上等を計画的に進めるとともに、これまでの市町村独自のきめ細かなサービスとの両立を図ることができるように、市町村のデジタル変革(D X)を支援していく必要があります。

また、官民データ活用推進基本法で、市町村は官民データ活用推進計画を定めるように努めるものとされており、市町村による官民データの活用

を促進する必要があります。

6 デジタル技術の普及に向けた啓発活動等の推進

デジタル技術の急速な進歩を踏まえ、全ての県民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていくための環境の整備に取り組み、県民一人一人がデジタル技術の利便性を享受できるように普及を図る必要があります。

また、県民一人一人がデジタル技術を安全に使うため、増加している標的型攻撃等の高度な攻撃への注意喚起や、情報モラル教育等の啓発活動が必要です。

7 サイバーセキュリティの確保

デジタル機器やソフトウェアは、ネットワークで相互に接続されてこそ、その価値を最大に発揮しますが、同時にネットワークこそが不正アクセスなどの危険をもたらす要因でもあります。

特に I o T 機器については、社会基盤として進展する一方、管理が行き届きにくい、機器の性能が限られ適切なセキュリティ対策を適用できないなどの理由から、サイバー攻撃の脅威にさらされることが多く、その対策強化の必要性が指摘されています。

また、AI 同士がインターネット等を介して連携すること（AI ネットワーク化）により、その便益が飛躍的に増大することが見込まれていますが、同時にセキュリティ等のリスクも増大する可能性があることには注意が必要です⁴。

AI や I o T を推進するためにも、サイバーセキュリティの確保が前提条件となります。

8 個人情報保護

令和 3 (2021) 年 5 月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により改正される、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールが規定され、令和 5 (2023) 年春から地方公共団体も個人情報保護法に定める規定が適用されることとなりました。

そのため、本県においても条例の改正を予定しており、条例改正後は、

⁴ 総務省、「AI ネットワーク社会推進会議 AI 利活用ガイドライン」、p17、https://www.soumu.go.jp/main_content/000637097.pdf、令和 3 年 11 月 1 日参照

個人情報保護法に基づく全国共通の制度となり、公的部門と民間部門での個人情報の定義も統一されることから、個人情報の保護とデータ流通の両立を図る必要があります。

なお、個人情報保護法における個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに当たって、本人の同意等を必要とする様々な規定が適用されることから、本人へ分かりやすく説明をし、理解を得ることが重要になります。

9 オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法第9条及び国が策定した世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画に基づき、県・市町村のオープンデータへの取組を推進しているところではありますが、民間企業等でのオープンデータの利活用については、活性化しているとは言い難い状況です⁵。

民間企業によるアプリ開発や、他自治体による政策立案等にオープンデータが積極的に利活用されるようするためには、県民のニーズの把握や、国が策定する「推奨データセット」への対応等を進め、より質の高いオープンデータを公開する必要があります。

⁵ 内閣官房. 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、p51、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryou1.pdf>、令和3年11月1日参照

本章の記載にあたり、総務省の「情報通信白書（平成24年度版、平成30年度版、令和3年度版）」を参考にしています。

第3章 計画の目指すべき姿及び施策の展開方向

第1節 計画の目指すべき姿

デジタル変革（DX）によって、日々の暮らしや仕事など、社会のあらゆる場面で県民一人一人が豊かさや幸せを実感できるよう、次のとおり目指すべき姿及び指標を掲げ、デジタル技術の活用と官民データの利活用を推進していきます。

1 「誰もが行政手続をオンラインで行える社会」

行政手続のオンライン化を積極的に推進し、統一した分かりやすいユーザーインターフェースの導入、県民及び事業者との情報リテラシー向上支援等により、オンライン利用率を引き上げます。

指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
県及び市町村の行政手続のオンライン利用率	48.2%	80.0%

※ 「オンライン利用率」は、優先的にオンライン化を推進すべき手続に係る総務省調査を基に算出⁶

2 「個人及び事業者に最適な情報やサービスが自動で提供される社会」

県民及び事業者に対する基本的な行政サービスに加え、県民及び事業者からデータを提供してもらうことで、防災や観光、健康等様々な分野において、各々に必要な情報やサービスが、必要なタイミングで自動的に届くような仕組みを、市町村や事業者と協働で作ります。

指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
スマートシティに取り組む市町村数	1市町村	7市町村

⁶ 「地方公共団体における行政手続等に係るオンライン利用状況調査（総務省）」（デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において地方公共団体が優先的に、かつ、早急にオンライン化を推進すべき手続の手続総件数、オンライン手続件数等の実績を調査するもの）を基に、県及び市町村の合算値を算出

※ 「スマートシティに取り組む市町村数」は、県総合計画の補完指標

第2節 施策の展開方向

D X 基本方針に基づき、本計画の目指すべき姿を実現するため、デジタル技術と官民データを利活用する各種施策を、次の 10 の方向に展開していきます。

1 行政のデジタル化

D X 基本方針の基本理念に基づき、行政サービスの向上、公務能率の向上のため、県及び市町村の行政運営におけるデジタル化を推進します。

(1) 行政サービスの向上

行政手続のオンライン化において障害となっている書面規制、押印、対面規制の見直しやシステムの整備、公金収納のキャッシュレス化の拡大等の取組を進め、行政手続のオンライン化を推進します。

また、既存のシステムやソフトウェア等の棚卸しを行い、システム間の新たな連携の仕組の構築や最適化により新しい課題への対応や行政サービス及び公務能率の向上を図ります。

さらに、県が公開するオープンデータを様々な主体が容易に活用できるようにするために、国が策定する「推奨データセット」に対応していきます。

(2) 公務能率の向上

ペーパーレス化の推進、庶務業務の集約化の検討、電子決裁の拡充、業務システムの連携・最適化、R P A やA I の活用等を進めるとともに、W e b 会議の拡充やテレワークの推進を行います。

(3) I T インフラ等の環境整備

行政サービス・公務能率の向上の取組を支える基盤整備として、福島県情報通信ネットワークシステム等の適切な運用やパソコンO S の更新を行うとともに、庁内ネットワークの無線化、職員用パソコンのモバイル化、ファイルサーバーのクラウド化等の新たな基盤構築にも取り組んでいきます。

これらの環境を職員が使いこなし、データの活用やセキュリティ確保に関する能力を持つことができるようになるため、民間の専門研修等により、職員の情報リテラシーの向上に向けて取組を進めます。

(4) 市町村支援・連携

市町村については、国が示した「自治体D X 推進計画」等に基づき、

市町村自らがデジタル変革（DX）を推進していく必要があることから、市町村の実情に応じ、総務省及びデジタル庁と連携したデジタル人材の任用等の支援や自治体情報システムの標準化・共通化のため国が整備する「ガバメントクラウド」への円滑な移行に必要な支援、マイナンバーカードの普及促進支援等を行います。

また、市町村に対して専門家の派遣による人的支援やシステム導入補助等を実施し、市町村における行政手続のオンライン化や、A I ・ R P A等の導入、テレワークの推進、オープンデータの充実等に向けて支援します。

加えて、県内の市町村においては、デジタル変革（DX）、スマートシティ等の先進的な取組を行う自治体も増えてきており、全国的にもモデルとなるような取組を支援しつつ、こうした先進的な取組の成果を県内の市町村に共有するなど、横展開に向けた支援を行います。

2 データ利活用の推進

官民データ活用推進基本法に基づき、データの公開・流通を推進します。また、個人情報を含む様々なデータを利活用し、行政サービスの向上を図ります。

（1）官民データ活用の推進

県は、市町村と共に、官民データをオープンデータとして公開し、県内や市町村間を始めとして様々な主体に活発に流通させるとともに、最新のデジタル技術を活用して、誰もがオープンデータを自由に利活用することで、新しいビジネスの創造や問題解決を目指します。

（2）データの利活用の取扱いに係る整理

データには、一定期間変動しない個人の住所のような静的なものや、リアルタイムに変動する個人の位置情報のような動的なものがあり、データの収集者や収集方法なども様々であることから、利活用するデータについて基本的な考え方を整理し、範囲等も適宜見直しながら利活用を推進します。

なお、個人情報を含むデータ利用のための同意取得については、事前に同意を得る方式（オプトイン）又は利用時点での不同意の意思表示を可能とする方式（オプトアウト）があり、いずれの方式でも本人へわかりやすく説明をし、理解を得ていきます。

さらに、ビッグデータのように匿名化され個人が特定できないデータの利用についても慎重に取り扱います。

3 震災からの復興・再生

東日本大震災と原子力災害は、避難地域等の生活基盤や地域経済に大きな打撃を与え続けています。

避難地域等の経済活性化等に向け、デジタル技術を活用した戦略的な情報発信を行い、避難者等の帰還の促進、交流人口等の拡大、移住者の増加を図ります。

また、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、浜通り地域等において起業・創業にチャレンジする企業・個人を支援します。

さらに、同構想に基づき、浜通り地域等において農林水産業へ最新のデジタル技術を活用するための開発・実証研究を行い、成果の県内全域への波及を目指します。

「A L P S 処理水の処分に関する基本方針」が決定されたことによる新たな風評が懸念されることから、デジタル技術を効果的に活用し、風評の払拭を図ります。

風化対策としては、「東日本大震災・原子力災害伝承館」等でのデジタル技術を活用した情報発信を通じ、震災及び原子力災害の風化を防ぐとともに、福島の経験や教訓を後世に伝承します。

4 地方創生・関係人口の創出

東日本大震災と原子力災害により加速した人口減少や、少子高齢化をカバーするため、本県への人の流れや雇用等を創出し、地域活性化を図る必要があります。

移住促進及び関係人口・交流人口の創出のため、副業人材等による地域課題解決やテレワークを推進します。

また、デジタル技術を活用した地域おこしの取組や、観光・県産品の魅力などを効果的に伝える戦略的な広報を推進します。

5 教育・人材育成

県民一人一人が最新のデジタル技術の便益を享受するためには、子どもから学生、社会人まで、人材育成環境の充実が必要です。

小中高の学校においてデジタル環境整備を進め、デジタル技術を有効に活用した授業を実践し、教員の『I C T 活用指導力』の向上を図るとともに、情報モラル教育を推進するなど、情報活用能力（情報モラルを含む。）の育成を図ります。

社会人に対しては、会津大学、テクノアカデミー、農業短期大学校等を中心として、デジタル変革（D X）、ロボット、スマート農業等についての

リスキリング（デジタル技術を始めとした新たな技能の習得）等の人材育成を推進するとともに、女性向け講座の開催によるリカレント教育（学び直し・生涯学習）等、女性のデジタル人材の育成も図ります。

6 産業振興

A I、I o T等のデジタル技術が進展し、また新型感染症の拡大を契機として世界的なデジタル化が加速している中、本県の産業においても競争力を強化するためにはデジタル技術に対応する必要があります。

そのため、会津大学や商工会等と連携し、県内企業に対して専門家を派遣して生産活動の改善を図る等、デジタル変革（D X）の推進を支援します。

また、ハイテクプラザを中心として、ものづくり企業に対し、ロボットやA I、I o Tの活用を支援するとともに、デジタル関連企業の誘致を支援し、デジタル産業の集積を図ります。

農林水産業や公共工事等では、A I、I o T、I C T、ドローンの活用や、情報の高度化・共有化に取り組み、スマート農業、スマート林業及びスマート漁業の推進や、公共工事における業務効率化を図ります。

7 健康・医療・福祉

広い県土をもつ本県が県民の健康な暮らしを実現していく上では、遠隔技術や情報の共有・提供等、デジタル技術の活用が効果的です。

遠隔医療や電子カルテ、ロボットの導入等、医療機関におけるデジタル技術の活用を推進し、医療の質の向上や、よりよい医療を得られる機会の増加を図ります。一方、デジタル技術を活用した業務効率化を推進することで、医療・介護の現場における職員の定着を図ります。

また、福島県版健康データベースのデータ分析やスマートフォンアプリ等を活用し、県民の健康維持・改善を図ります。

新型感染症対策としては、国が開発した各種システムを活用し、迅速な感染症対策に取り組むとともに、関連するシステムの改修・運用に当たっては、国等と連携を図ります。

8 安全・安心、環境

激甚化する自然災害や環境の変化に適切に対応するためには、デジタル技術の活用が不可欠です。

県民の安全・安心な暮らしを支えるため、災害や武力攻撃に対応するネットワークシステムを維持するとともに、最新の情報通信関連技術の導入

を検討し、災害情報等の効果的な発信に取り組みます。また、WebサイトやVR技術等のデジタルツールを活用し、県民の防犯・防災意識の向上を図ります。

また、サイバー犯罪等についての情報を継続的に発信し、県民の防犯意識の向上を図ります。

環境への取組としては、スマートフォンアプリを活用したごみ減量化や山間部での通信技術を活用した効果的な鳥獣被害対策を推進します。

9 デジタルデバイド対策

地域社会のデジタル化を進めるに当たり、年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等に関わらず、誰も取り残さない形で、全ての県民にデジタル化の恩恵を広くいきわたさせていくための環境の整備に取り組む必要があります。

光ファイバ網や携帯電話、5Gサービス、ローカル5G等の情報通信基盤を有効に活用するため、国庫補助事業の活用等を通じて情報通信基盤の整備を促進します。

あわせて、避難解除区域において、住民帰還に向けた生活環境を確保するため、国や市町村と連携しながら、地上デジタル放送の難視対策や携帯電話基地局の整備を促進します。

また、若年層や高齢者、外国人にも分かりやすいユーザーインターフェースの設計や、障がい特性に応じた情報バリアフリー環境の整備等、利用者に優しい行政サービスを実現します。

さらには、ふくしまICT利活用推進協議会やNPO等と連携し、高齢者を含めた地域住民の情報リテラシー向上を推進するための普及・啓発活動を行います。

10 情報セキュリティ対策・個人情報保護

デジタル技術を利活用していくためには、情報セキュリティ対策や個人情報を保護する仕組みが不可欠です。

(1) 情報セキュリティ対策

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(総務省)を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者(CISO)と連携し、情報セキュリティポリシーの見直しを継続して行っていきます。

また、必要なセキュリティレベルを確保しつつ、業務の利便性・効率性の向上を図るため、庁内ネットワークにおける業務端末・システムの

最適な配置等について検討を行います。

さらに、高いセキュリティレベルを満たす民間のクラウドサービスを導入する等、情報セキュリティの向上を図ります。

(2) 個人情報保護

個人情報保護法や福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）などの個人情報保護法制の趣旨を踏まえ、個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護を図ります。

また、令和3（2021）年に改正された個人情報保護法に基づき条例を改正し、個人情報の保護とデータ流通の両立を図ります。

デジタル化の推進に当たっても、個人情報保護法及び条例に基づき、職員を始め、委託業者についても、法令遵守に徹するとともに、責任をもって指導・監督していきます。

第4章 計画の推進

第1節 推進体制

本計画は「福島県デジタル社会形成推進本部」で全庁的な意思統一の下に策定します。県庁内の推進体制としては、「福島県デジタル社会形成推進本部デジタル化推進部会」において各施策を効果的かつ効率的に推進します。

また、今後さらに様々な分野のデジタル技術が、社会の様々な分野へ活用されることが予想されるため、県、市町村、各種団体、民間企業、金融機関、大学等を会員として設立された「ふくしま I C T 利活用推進協議会」を活用するなどして、国や市町村、県民等と連携・協働し、デジタル技術及び官民データ利活用に関する事例、ニーズや課題を把握し、各施策へフィードバックしていきます。

さらに、「福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」と連携して、デジタル技術及び官民データの安全な利活用を目指します。

第2節 進行管理

本計画で示した施策の展開方向の具体化については、D X 基本方針に例示した取組も含めて、県庁内各部局がそれぞれ実施する事業を取りまとめ、可能な限り K P I （重要業績評価指標）による進行管理を行います。

D X 基本方針に示したロードマップに対する達成状況等、各事業の達成度を評価し、適宜計画・目標の見直しを実施します。

なお、進行状況は、翌年度に取りまとめて公表します。

第3節 計画の見直し

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間としますが、デジタル技術の進展の速さや新型感染症、自然災害等による社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

用語解説

索引	用語	解説
お	オープンデータ	<p>国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。 2 機械判読に適したもの。 3 無償で利用できるもの。 <p>【参照】 「オープンデータ基本指針」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）、p2 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/kihonsisin.pdf</p>
か	ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な 基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。
	官民データ	官（国、地方公共団体等）と民（事業者等）が保有する電磁的に記録された情報のこと。 <p>【参照】 「官民データ活用推進基本法」第2条第1項</p>
き	キャッシュレス	お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。
く	クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するものです。利用者側が最低限の環境（パソコンコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができます。

さ	サイバー犯罪	個人や企業のパソコンやサーバに不正に侵入して、データを盗み取ったり書き換えたりするなど、ICTを悪用した犯罪のこと。
し	情報リテラシー	情報を十分に使いこなせる能力のこと。
す	推奨データセット	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。 【参照】 https://cio.go.jp/policy-opendata
	スマートシティ	スマートシティの発展形の一つであり、医療や交通、教育、行政手続など、生活全般にまたがる複数の分野で、規制改革とともに、AIなどを活用する先端的なサービス（決済の完全キャッシュレス化や遠隔教育、遠隔医療など）を導入することで、便利でより良い暮らしを実現していく都市又は地域のこと。
	スマートシティ	交通や健康・医療といった都市にかかわる様々なデータを効率的に収集・管理することによって、データ同士の掛け合わせやデータの再利用を通じて新たなサービスの創出を可能とすることで、社会課題の解決を図る都市又は地域のこと。
た	第5世代移動通信システム（5G）	次世代の通信規格であり、高速・大容量、超高信頼・低遅延、多数同時接続が特徴です。
て	デジタル・ガバメント	サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関する全てのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革された状態のこと。 【参照】 「デジタル・ガバメント推進方針」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）、p.2 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/suisinhosin.pdf
	デジタルツイン	IoTなどで収集した現実世界にある情報（データ）を元に、現実世界の環境を双子のようにコ

		ンピュータ上で再現する技術のこと。
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
	デジタル・トランスフォーメーション：デジタル変革（DX）	ICT の浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。 【参照】 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の概要（総務省）、p1 https://www.soumu.go.jp/main_content/000727132.pdf
	テレワーク	ICT を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。本県では、在宅勤務、サテライトオフィス及びモバイルワークを総称してテレワークと言います。 【参照】 総務省「平成 29 年版 情報通信白書」、第 1 部 第 4 章第 2 節、p. 177 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n4200000.pdf
ど	ドローン	無人の航空機で、遠隔操作や自動操縦で飛行させることができるもの。 【参照】 航空法第 2 条第 22 項
ひ	ビッグデータ	一般的なデータベースソフトやデータ処理ソフトで扱うことができないほど大量のデータのこと。 【参照】 総務省「平成 24 年版 情報通信白書」、第 1 部第 2 章第 1 節、p. 153 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/pdf/n2010000.pdf

ふ	ふくしまＩＣＴ利活用推進協議会	産・学・官が一体となって高度情報化に関する普及・啓発や調査・研究活動等を行うことにより、県全体の高度情報化の推進を図り、もって県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与することを目的に、平成2年に設立された任意団体です。 https://www.fict-promotion-association.net/about-1/
	福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会	サイバー犯罪及びサイバー攻撃の被害及び拡大の防止を図るため、会員（民間企業、団体、自治体、教育機関、警察機関）相互が緊密に連携し、各種情報の交換や防犯意識の普及高揚に務め、県民生活の安全や正常な高度情報化の推進に寄与することを目的として、平成12年に設立された団体です。
ま	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。 【参照】 https://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html
	マイナンバー	日本に住民票を有する全ての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号です。 ※ 原則として生涯同じ番号を使用し、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合を除いて、自由に変更することはできません。 【参照】 https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html
	マイナンバーカード	マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書

		として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスで利用できます。 【参照】 https://www.kojinbango-card.go.jp/kojinbango/
ゆ	ユーザーインターフェース	一般的にユーザー（利用者）と製品やサービスとのインターフェース（接点）すべてのこと。
り	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。 【参照】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18817.html
	リスキリング	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する又は獲得させること。
A	AI	「Artificial Intelligence」の略で、人間の知能を再現することを目的に開発されたソフトウェア（人工知能）のこと。
	ALPS 処理水	原子力建屋内で燃料デブリに触れて放射性物質を含んだのが「汚染水」であり、そこから ALPS（多核種除去設備）などを用いてトリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで取り除いたものが「ALPS 処理水」です。 【参照】 https://fukushima-updates.reconstruction.go.jp/faq/fk_240.html
	AR	「Augmented Reality」の略で、目の前にある現実世界にコンピュータで作られた映像や画像を重ね合わせ、現実世界を拡張する技術のこと。
I	IoT	「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」と訳され、あらゆるモノをインターネット又はネットワークに接続し、相互に情報交換

		をする仕組みのこと。
K	KPI	「Key Performance Indicator」の略で、重要業績評価指標と訳され、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。
O	OS	Operating System (オペレーティング・システム) の略で、コンピュータを動作させるための基本的な機能を提供するシステム全般のこと。
P	PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の頭文字をとったもので、これらのプロセスを循環させ、継続的に改善を進めようという概念。
R	RPA	「Robotic Process Automation」の略で、ソフトウェアによる業務プロセスの自動化のこと。
S	SDGs (持続可能な開発目標)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。 【参照】 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html
	Society5.0	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会 (Society) のこと。 【参照】 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/
V	VR	「Virtual Reality」の略で、仮想現実のこと。現実にない世界又は体験し難い状況をCGによって仮想空間上に作り出す技術のこと。